

新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と学校等体育施設での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、学校等体育施設で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものである。

1 体育施設の使用

別紙1「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」及び「新しい生活様式（参考）」に従って使用する。施設を使用する前に使用者全員で確認すること。特に体調がよくない者がいる場合は、使用を自主的に見合わせることを。

また、各施設備え付けのスポーツ用具等を使用する場合は、使用後に消毒をしっかりと行うこと。消毒手順については、別紙3「学校等体育施設開放における消毒等について」を参照

2 必ず持参するもの

- ・**消毒液**（手指の消毒や施設の消毒のため）
- ・ふきんやペーパータオル等（施設の消毒のため）
- ・本ガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

3 活動日の参加者の把握（感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置）

別紙2施設使用者名簿を作成し、連絡先を把握する。

（使用団体が4週間保管し、感染者がでた場合のみ向日市スポーツ文化協会に提出する。）

4 その他の禁止事項

不特定多数を対象とする教室等のイベント

5 食事禁止の特例

使用時間が3時間を超え、食事が必要なときは、学校施設使用許可申請時に申出があれば、1時間までの食事を1回のみ許可する。

その場合は、食事前に石鹸による手洗い及びうがいを必ず実施し、食事時は人と人の距離を2m以上あけ、しゃべらないようにすることを条件とする。

なお、屋内施設での食事を許可するものではない。

許可する場合、学校施設使用許可書の使用の条件等の欄に食事許可の旨と食事時間を記入し返却するので、施設使用の際は必ず携帯し、請求があるときは提示すること。

6 適用期間

本ガイドラインの適用は令和4年6月1日(水)から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す。

（実践例）

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染対策の3つの基本 ①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

- 人との距離は、できるだけ2 m空ける
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い、手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集・密接・密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

密集しない：多くの人から手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

（対策例）・対人距離を確保して活動する。（できるだけ四方2 mを空けることを目安に）なるべく、対面方式は避ける。

密接しない：飛沫を発生させないように工夫する。

（対策例）・近距離での会話や発声の際はマスクを使用する。

- ・ 大声を出したり、歌を歌ったりする活動は控える。
- ・ 息が上がる激しい活動の際は、より一層距離を空ける。
- ・ 水分補給のときは、手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。また、対面を避け、会話は控える。

密閉しない：換気を徹底する。

（対策例）・可能であれば2方向の窓を同時に開けること。
それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行う。

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

団体名 _____

使用日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

使用時間 _____

使用施設 _____

【使用前の確認】

施設を使用する前に検温を行い、以下の事項に該当する場合は、自主的に使用を見合わせてください。

- 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

【活動時に注意すること】

- 消毒液を必ず持参すること
- 施設使用前に手洗い及び消毒液による手指消毒を実施すること
また、使用中もこまめな手洗い、消毒液による手指消毒を実施すること
- スポーツを行っていないときは、マスクを着用すること（ただし熱中症等には十分に気をつけること）
- 近距離での会話は控え、人と人の距離をできるだけ 2 m 以上はあけること
- 大きな声で会話、応援等をしないこと
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 食事は禁止（許可を受けている場合はこの限りではない）
- 水分補給は、個別の容器で行うこと
- 飲み物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うようにすること
- 窓を開けて実施するか、定期的な換気を行うこと

【使用後の確認】

施設使用後は、使用した体育施設やトイレなどしっかりと清掃すること

「学校等体育施設開放における消毒等について」に従って、取っ手や使用した用具を持
参の消毒液で消毒すること。また、以下の項目の消毒を終えたことを確認すること

○施設全般

- ドアノブ
- 窓の鍵
- 取っ手
- 手すり
- 照明等各種スイッチ
- 水道の蛇口
- モップ等の清掃用具
- 共用のスポーツ用品

○トイレ

- 洗面台
- 便器のふた
- 便座
- 水洗レバー
- ペーパーホルダー

○その他必要な箇所

上記以外の項目で手のふれた箇所や、飛沫がとんだ箇所

活動終了後の会話は控え、速やかに解散すること

使用終了後4週間は、別紙2施設使用者名簿を保管すること

(新型コロナウイルス感染症の発症者がでた場合は、向日市スポーツ文化協会に対し
て速やかに報告し、施設使用者名簿を提出すること)

施設使用者名簿

利用日 _____

万が一感染者がでた場合に、追跡を可能にするため、当日の参加者を下表に記載してください。記載した名簿は、各団体で4週間保管してください。

団体名 _____

| No | 氏 名 | 連 絡 先 | 備 考 |
|----|-----|-------|-----|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 13 | | | |
| 14 | | | |
| 15 | | | |
| 16 | | | |
| 17 | | | |
| 18 | | | |
| 19 | | | |
| 20 | | | |
| 21 | | | |
| 22 | | | |
| 23 | | | |
| 24 | | | |
| 25 | | | |
| 26 | | | |
| 27 | | | |
| 28 | | | |
| 29 | | | |
| 30 | | | |

※足りない場合は、増刷してください。

学校等体育施設開放における消毒等について

施設及び備品の消毒等については次のようにお願いします。

1 学校施設内の消毒

下表の箇所及び手がふれた箇所を念入りに清拭消毒してください。

| 場 所 | 消毒箇所 |
|-------|---|
| 施設全般 | ドアノブ、窓の鍵・取っ手、手すり、照明等各種スイッチ 水道の蛇口、モップ等の清掃用具、共用のスポーツ用品 |
| ト イ レ | 洗面台、便器のふた、便座、水洗レバー、ペーパーホルダー |

2 消毒方法

消毒用エタノールを用いた消毒を基本とします。

ただし、消毒用エタノールを用意できない場合は、次亜塩素酸ナトリウムでもかまいません。次亜塩素酸の濃度：0.05%（500ppm）を推奨

※原液濃度5%→500mlのペットボトルに、ペットボトルキャップ一杯分の原液5mlを合わせることで、使用濃度が0.05%となります。

- ①清拭専用のふきんやペーパータオル等に十分な消毒液を含ませて、該当箇所の清拭を行ってください。
- ②消毒したい箇所が濡れている場合は、水分を十分に拭き取った後、清拭を行ってください。
- ③ウイルスが拡がらないように、なるべく1方向に向けて拭き取りを行ってください。

【次亜塩素酸を使用する場合は以下の事項に注意してください。】

- ①消毒を行う際は、マスク・ゴム手袋を着用してください。
窓やドアを開放し、換気扇なども用いて、十分に喚起をして消毒を行ってください。
- ②スプレーボトルでの噴霧は、ウイルスや溶液が空間に飛散するため使用しないでください。
- ③溶液を希釈して使用する場合、保存はせずにその都度使い切ってください。
- ④金属類の消毒を行った場合は、錆びつきを防ぐために、消毒後の水拭きを行ってください。

3 石けんでの手洗いの徹底

施設使用前、トイレの使用後、水分補給前などこまめに手洗いを行ってください。

※石けん10秒もみ洗い、流水15秒で残存するウイルスは約0.001%に低減されます。